申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	保健福祉部 保険年金課 給付係
許	認可等名	特別療養費の支給
根	拠法令	国民健康保険法
根	拠条項	第54条の3第1項
連	絡 先	(電話 621-5159)
		特別療養費の支給 国民健康保険法 第54条の3第1項保険者は、世帯主がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、世帯主に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。特別療養費の支給申請 国民健康保険法施行規則 第27条の5法第54条の3第1項の規定により特別療養費の支給を受けようとするときは、世帯主は、特別療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。 [添付書類] 療養につき算定した費用の額に関する証拠書類
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 90日(休日を含む)
, 3,	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)